

青森県報

号外第九十一号

令和五年
十二月十五日
(金曜日)

目次

人事委員会

- 人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則……………（事務局）…一
- 人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の一部を改正する規則……………（同）…八
- 人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則……………（同）…九

人事委員会

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 奥 崎 栄 一

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七―三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

56	58	51	48	31	27	別表第七のアの表中
56	59	51	49	32	27	
56	59	52	49	32	に、	
56	59	52	49	33	30	
56	59	52	49	33	30	
57	を	53	50	33	31	
57	50	53	を	34	31	
57	50	53	37	34	32	
57	51	53	38	35	32	
57	51	54	38	35	33	
57	51	54	39	36	33	
57	51	54	40	36	34	
57	51	54	40	36	34	
57	52	54	41	37	35	
57	52	55	42	に、	35	
57	52	55	43	38	36	
57	52	55	44	39	36	
57	53	56	45	40	37	
57	53	56	45	41	38	
57	53	56	46	41	38	
57	54	56	46	42	39	
57	54	56	47	42	39	
57	54	57	47	42	40	
58	54	57	48	43	40	
58	54	57	48	43	40	
58	55	57	49	44	41	
58	55	57	49	44	を	
58	55	57	49	45	29	
58	55	58	49	45	30	
59	55	58	に、	46	30	
を	56	58	51	46	30	
55	56	58	51	47	31	
	56	58		47	31	
	56			48		

別表第七のウの表中	53	96	76	別表第七のイの表中	31	55	
	54	96	77		31	56	
	54	97	78		31	56	
	55	97	79		31	56	
	55	98	に、		31	56	
	56	98			31	56	
	56	99	94		31	56	
	57	99	94		31	56	
	58	100	94		31	57	
	59	100	95		31	57	
	60	101	95		31	57	
	に改める。	61	に、		96	32	に、
		62			96	32	
	63	54	97		32	32	
	64	55	97		32	32	
	65	56	98		32	32	
	66	57	98		32	32	
	67	58	99		32	32	
	68	59	99		32	32	
	69	60	100		32	32	
	70	61	100		32	32	
	71	62	101		32	32	
		63	101		32	32	
	64	102	32	32			
	65	102	32	32			
	66	103	32	32			
	67	を	69	32			
	68		70	32			
	69	70	32	32			
	69	71	32	32			
	70	71	32	33			
	70	71	32	33			
	71	72	32	33			
	71	72	32	34			
	71	72	32	34			
	72	73	32	34			
	を	74	32	35			
		93	75	32			
	94	70	32	32			
	94	71	32	32			
	94	71	32	32			
	95	72	32	32			
	95	72	32	32			
	95	73	32	32			
	95	74	32	32			
	96	75	32	32			

40	32	41	30	26	20	23
40	32	41	31	27	20	23
41	33	41	32	27	20	24
41	33	41	33	27	21	24
41	33	42	33	27	21	24
に、	33	42	33	28	22	24
	34	42	33	28	22	24
38	34	42	34	28	23	24
38	34	42	34	28	に、	25
38	34	43	34	28		26
39	35	を	35	29	に、	を
39	35		35	29		
39	35	17	35	30	26	13
40	36	18	35	30	26	14
40	36	18	35	31	27	14
41	36	19	36	27	27	15
41	37	20	36	28	28	15
42	37	20	36	28	29	16
42	37	21	37	29	29	16
43	37	21	37	29	29	16
43	38	22	37	30	30	17
44	38	22	38	30	30	17
44	38	23	38	31	30	17
45	38	24	38	31	31	17
45	38	24	38	31	31	18
46	38	25	39	32	32	18
46	39	26	39	32	32	18
46	39	27	39	33	32	18
46	39	28	39	を	33	19
47	39	29	40		25	19
47	39	29	40	26	25	19
47	40	30	40	27	26	19
47	40	30	40	27	26	19
47	40	31	40	28	26	20
47	40	31	40	28	26	20
48	40	31	41	29	26	20

118	112	33	別表第七の二のイの表中	125	60	80
120	114	34		に、	62	82
122	116	35		を	54	84
124	118	37		97	56	86
125	120	38		102	58	88
125	122	39		107	60	90
	124	40		112	61	92
に、	を	に、		を	62	を
21	78	77		99	63	54
22	80	78		106	76	56
23	82	79	113	80	58	
25	84	80	113	84	60	
を	85	81	に、	88	62	
22	86	82	67	93	64	
23	87	83	80	98	66	
24	88	84	82	103	68	
25	89	86	84	109	71	
を	90	88	を	115	74	
に、	91	90	77	121	77	
29	92	92	84	を	80	
30	93	93	85	77	83	
31	94	94	85	82	86	
32	95	95	に改める。	87	89	
33	96	96	27	92	92	
35	97	97	28	97	93	
を	98	98	29	102	93	
30	99	99	29	107	93	
30	100	100	30	116	93	
32	101	101	31	125	93	
33	102	102	を		に、	
34	103	102	27		53	
	104	103	28		54	
	107	104	29		55	
	110	106	30		56	
	113	108	31		58	
	116	110	33			

改める。	80	52	69	別表第七の二のウの表中	97	95	35	
	86	53	69		に、	98	96	に、
	92	54	に、		99	97	61	に、
	98	55	50		100	98	63	を
	101	56	52		101	99	64	を
	101	60	54		102	100	62	62
	に、	64	56		103	101	63	63
	51	68	54		104	102	64	64
	54	72	56		105	103	を	62
	57	76	59		に改める。	104	70	63
60	80	62	34	105	72	64		
62	85	65	36	を	74	に、		
64	90	68	38	70	76	69		
66	95	を	40	72	77	70		
68	100	51	42	74	76	71		
70	を	55	44	77	78	72		
75	34	59	46	78	79	73		
80	36	63	48	80	81	74		
85	38	66	53	81	82	75		
を	40	68	58	82	83	76		
52	42	69	63	83	84	77		
56	44	69	68	84	85	78		
60	46	に、	を	85	86	79		
64	48	33	35	87	87	80		
66	49	34	38	88	88	81		
68	50	35	41	89	89	82		
70	51	36	44	90	90	83		
75	52	38	49	91	91	84		
80	54	40	54	92	92	86		
85	56	42	58	93	93	88		
88	58	44	64	94	94	90		
89	60	46	66	95	95	92		
に	64	48	68	96	96	93		
	68	50				94		
	72							
	76							

124

に改める。

56
58

に、

78
80
82
84
85
86
87
88
91
94
97
100
107
114
121

を

79
82
85
88
90
92
94
96
100
104
108
112
116
120

別表第七の二のオの表中

21
23

を

22
23

に、

45
46
47
48
51
54
57

を

46
48
50
52
54

134

に改める。

80
82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102
104
106
108
112
116
120
124
130
136
142
148
150
152
153

に、

119
125
131

を

122
128

92
94
96
98
100
102
104
107
110
113
116
121
126
131
136
141
146
151

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78

別表第七の二のエの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
59
62
65
68
69
70
71
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90

別表第七の二のクの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84

を

別表第七の二のキの表中

46
48
52
56
59
62

を

47
51
55
59
62
64

に改める。

める。

88
92
96
100
103
108
113
118
121
121

に、

58
60
62
64
67
70
74
78
82

を

59
62
65
68
70
74
77
80
83

に改

68
70
72
74
76
77
78
79
80
84
88
92
96
99
102
106
110
115
120

を

51
54
57
60
62
64
66
68
71
74
77
80
81
82
83
84

74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
94
96
97
98
99
100
101
102
103
104
107
110
113
116
118
120
121
121

に、

50
52
54
56
59
62
65

88
90
92
93
94
95
96
97
98
99
100
102
104
106
108
111
114
117
120

を

42
44
46
48
49
50
51
52
54
56
58
60
63
66
69
72

別表第七の二のカの表中

41
42
43
44
46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86

136	68	64	別表第七の二のケの表中	に、	90	に、														
140	69	65		23	50		95													
144	70	66			25		52	100												
148	71	67					26	54	46											
152	72	68						27	56	48										
156	73	69							28	59	50									
160	74	70								29	62	52								
164	75	71									を	65	54							
を	76	72										24	69	56						
	77	73											25	73	58					
	78	74												26	77	59				
	79	75													28	81	60			
	80	76														29	81	62		
	81	77															を	51	65	
	82	78																54	54	69
	83	79																	57	57
	84	80	60			60														76
	86	82		62		64														80
	88	84			64	66														84
	90	86				66	71													90
	92	88					71	76												96
	93	89						76	81											102
	94	90							81	85										80
	95	91								に改める。	を									58
96	92	58										60								
97	94											59	62							
98	96												60	64						
99	98													61	67					
に改める。	に、														を	に、				70
																	112			58
																	116	60		76
																	120	62	80	
			124														64	84		
			127	65													88			
			130	66	91															
			133	67	98															
			を	に、	を	に、	84													
							57													
							58													
							59													
		60																		
		61																		
		62																		
		63																		
64																				
65																				
66																				
67																				
79																				
82																				
85																				

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(次項において「改正後の規則」という。)の規定は、令和五年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 令和五年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の人事委員会規則七―三九(初任給、昇格、昇給等の基準)(この項において「改正前の規則」という。)の規定による号給に達しない職員、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 奥崎 栄一

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六二(初任給調整手当)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第二 (第七條之二関係)

Table with columns for '職員の区分' (Employee Classification) and '期間の区分' (Period Classification), and rows for '2項職員' (Type 2 Staff) and '3項職員' (Type 3 Staff) with corresponding salary amounts in Yen.

備考

- 1 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
2 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、2項職員にあっては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあっては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。

別表第一 (第六條関係)

Table with columns for '職員の区分' (Employee Classification) and '期間の区分' (Period Classification), and rows for '1項職員' (Type 1 Staff) with sub-categories 1種 through 5種, and '2項職員' (Type 2 Staff) and '3項職員' (Type 3 Staff) with corresponding salary amounts in Yen.

備考

- 1 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員をいう。
2 この表において期間の区分欄に掲げる年数は、1項職員及び2項職員にあっては採用の日又は第4条第1号若しくは第2号の職員となつた日以後の期間、3項職員にあっては獣医師免許を取得した日以後の期間を示す。
3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員を、「4種」とは同項第4号の職を占める職員を、「5種」とは同項第5号の職を占める職員をいう。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の人事委員会規則七―六二（初任給調整手当）の規定は、令和五年四月一日から適用する。

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月十五日

青森県人事委員会委員長 奥崎 栄一

人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する規則

第一条 人事委員会規則七―八〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百十四以上百分の百九十」を「百分の百十九以上百分の二百」に、「百分の百三十八以上百分の二百三十」を「百分の百四十三以上百分の二百四十」に改め、同項第二号中「百分の百三以上百分の百十四」を「百分の百八以上百分の百十九」に、「百分の百二十四以上百分の百三十八」を「百分の百二十九以上百分の百四十三」に改め、同項第三号中「百分の九十二」を「百分の九十七」に、「百分の百十二」を「百分の百十七」に改め、同項第四号中「百分の八十四」を「百分の八十九」に、「百分の百三」を「百分の百八」に改める。
第十四条の二第二項第一号及び第二号中「百分の四十五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十五」を「百分の五十七・五」に改め、同項第三号中「百分の四十三」を「百分の四十五・五」に、「百分の五十三」を「百分の五十五・五」に改める。

第二条 人事委員会規則七―八〇の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号中「百分の百十九以上百分の二百」を「百分の百十六・五以上百分の百九十五」に、「百分の百四十三以上百分の二百四十」を「百分の百四十・五以上百分の二百三十五」に改め、同項第二号中「百分の百八以上百分の百十九」を「百分の百五・五以上百分の百十六・五」に、「百分の百二十九以上百分の百四十三」を「百分の百二十六・五以上百分の百四十・五」に改め、同項第三号中「百分の九十七」を「百分の九十四・五」に、「百分の百十七」を「百分の百十

四・五」に改め、同項第四号中「百分の八十九」を「百分の八十六・五」に、「百分の百八」を「百分の百五・五」に改める。

第十四条の二第一項第一号及び第二号中「百分の四十七・五」を「百分の四十六・二五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十六・二五」に改め、同項第三号中「百分の四十五・五」を「百分の四十四・二五」に、「百分の五十五・五」を「百分の五十四・二五」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の人事委員会規則七一八〇（期末手当及び勤勉手当）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭